

認知症対応型共同生活介護の概要

《基本的な考え方》

認知症(急性を除く)の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにする。

《利用者》

- 1事業所あたり1又は2の共同生活住居(ユニット)を運営
- 1ユニットの定員は、5人以上9人以下

《人員配置》

- 介護従業者
日中:利用者3人に1人(常勤換算)
夜間:夜勤1人
- 計画作成担当者
ユニットごとに1人
(最低1人は介護支援専門員)
- 管理者
3年以上認知症の介護従事経験のある者が常勤専従

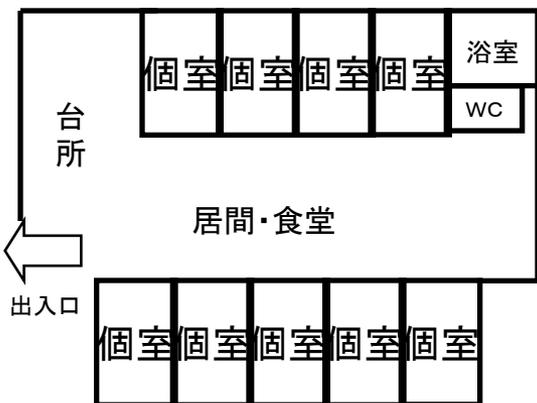
《設備》

- 住宅地等に立地
- 居室は、7.43㎡(和室4.5畳)以上で原則個室
- その他居間・食堂・台所・浴室等日常生活に必要な設備

《運営》

- 運営推進会議の設置
・利用者・家族・地域住民・外部有識者等から構成
・外部の視点で運営を評価

共同生活住居 (ユニット)のイメージ



要介護度別介護報酬

介護報酬		(1日につき)
通常	要介護1	831単位
	要介護2	848単位
	要介護3	865単位
	要介護4	882単位
	要介護5	900単位
短期利用 (30日以内の利用期間を定めての利用)	要介護1	861単位
	要介護2	878単位
	要介護3	895単位
	要介護4	912単位
	要介護5	930単位

※短期利用サービスを提供できるのは、開設後3年以上経過し、かつ空いている居室を利用する等の基準を満たした事業所のみ。

初期加算 1日につき30単位を加算

※入居日から30日間に限定。

医療連携体制加算 1日につき39単位を加算

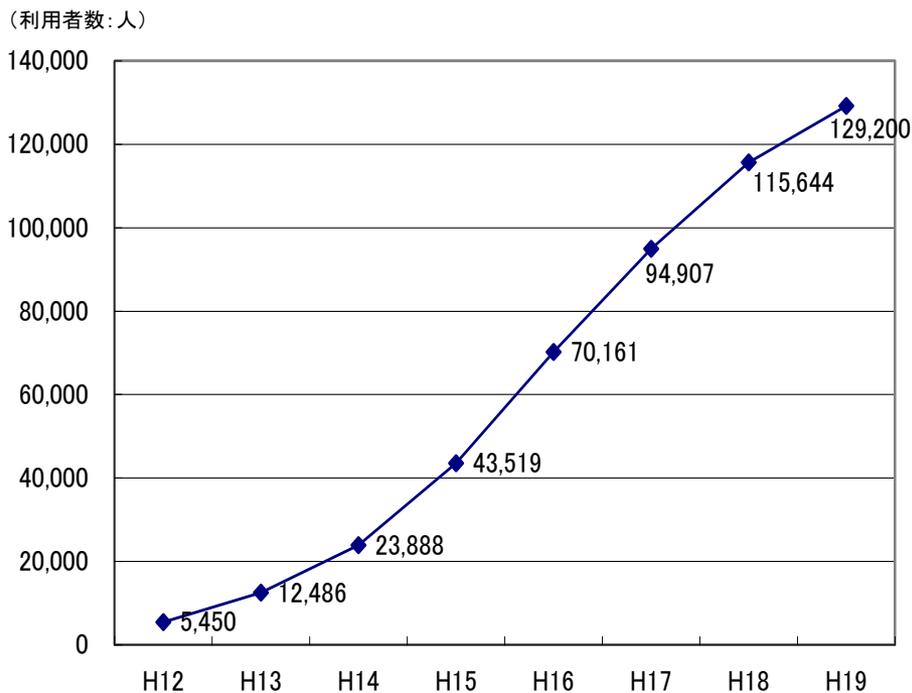
※職員又は病院等との連携により看護師を1名以上確保し、かつ看護師により24時間の連絡体制を確保している等の基準を満たした事業所のみ。

施設数(H19.10)
9,026施設

【認知症対応型共同生活介護の利用状況②】

- 事業所数及び利用者数は、介護保険制度の創設以降、増加を続けているが、平成18年度以降、事業所数の増加幅は縮小している。
- 1事業所当たりの平均定員は14.7人(平成19年度)であり、約半数の事業所で共同生活住居(ユニット)数が2となっている。

認知症対応型共同生活介護(予防含む)利用者数



認知症対応型共同生活介護事業所数及び1事業所当たり平均定員

